



長野県報

3月30日(金)
平成19年
(2007年)
号外

目次

告示

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程の一部改正(高校教育課) 1

訓令

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育総務課) 1

兼務に関する規程の一部改正(教育総務課) 2

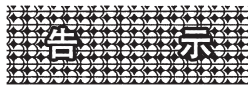
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育総務課) 2

長野県立学校長職務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課) 2

長野県立高等学校校務処理規程の一部改正(高校教育課) 2

長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課) 3

長野県立高等学校管理規則に定める職員の長野県立高等学校における兼務に関する規程(高校教育課) 3



告示

長野県教育委員会告示第4号

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程(昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

第1条中「並びに盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

高校教育課



訓令

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程(昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会教育長

別表第2の2中「教育機関の長」の次に「(生涯学習推進センター所長を除くものとし、飯山高等学校にあっては飯山南高等学校長、中野立志館高等学校にあっては中野高等学校長又は中野実業高等学校長、木曾青峰高等学校にあっては木曾高等学校長又は木曾山林高等学校長とする。)」を加える。

別表第4の(3)中「[清水朝恵]盲学校・ろう学校・養護学校学習環境整備基金」を「[清水朝恵]特別支援学校学習環境整備基金」に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第6号

事務局
学校以外の教育機関

兼務に関する規程(昭和57年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会

本則の2の表の備考の2中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、同備考の4中「自律教育」を「特別支援教育」に改める。

本則の3中「又は部」を削り、同3の表の総合教育センターの項を削り、同表の備考の1中「主任教育支援主事」を「主任指導主事」に、「教育支援主事」を「指導主事」に改め、同備考の2を削り、同備考の1を同備考とする。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第7号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程(平成18年長野県教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会

別表の教学指導課の項中

学校教育連携係	規則第7条第1号のうち学習指導に関する事項(義務教育指導係、高校教育指導係に属するものを除く。)及び第3号(生徒指導係に属するものを除く。)の事項
義務教育指導係	規則第7条第1号及び第2号の事項並びに第4号のうち義務教育に関する事項(総務係、学校教育連携係及び生徒指導係に属するものを除く。)
高校教育指導係	規則第7条第1号及び第2号の事項並びに第4号のうち高校教育に関する事項(総務係、学校教育連携係及び生徒指導係に属するものを除く。)

を

義務教育指導係	規則第7条第1号から第4号までのうち義務教育に関する事項(総務係及び生徒指導係に属するものを除く。)
高校教育指導係	規則第7条第1号から第4号までのうち高校教育に関する事項(総務係及び生徒指導係に属するものを除く。)

に改め、同表のこども支援課の項中

幼児教育係	課内の庶務に関する事項及び規則第12条第1号のうち幼児教育の企画、研修に関する事項
保育係	規則第12条第1号(幼児教育係に属するものを除く。)の事項
地域子育て支援係	規則第12条第3号の事項

を

地域子育て支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第12条第1号のうち幼児教育の企画、研修に関する事項及び第3号の事項
保育係	規則第12条第1号(地域子育て支援係に属するものを除く。)の事項

に改める。

教育総務課

長野県教育委員会訓令第8号

県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程(昭和25年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会

第1条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第7条第12号中「昭和22年法律第25号」第8条第2項を「平成18年法律第120号」第14条第2項に改める。

高校教育課
特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第9号

県立高等学校

長野県立高等学校校務処理規程(昭和43年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会

第4条中「教頭」を「副校長が置かれているときは副校長が、副校長が置かれていないとき又は不在のときは教頭」に改める。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第10号

県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県教育委員会

第1条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第2条第3号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「自律教育課長」を「特別支援教育課長」に改める。

第11条中「出張」を「出張の命令」に、「別に定める旅行命令（依頼）票」を「内部事務総合システム」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、別に定める旅行命令（依頼）票により行うものとする。

第18条第2項中「及び休憩時間」を削り、同条第3項中「、休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

第18条の2の見出し中「の制限」を「及び時間外勤務の制限」に改め、同条第1項中「、深夜」を「、深夜又は時間外」に、「深夜勤務制限請求書」を「深夜（時間外）勤務制限請求書」に改め、同条第2項第4号中「深夜」を「深夜又は時間外」に改める。

様式第6号中「深夜勤務制限請求書」を「深夜（時間外）勤務制限請求書」に、「における」を「（時間外）における」に改め、

5 請求に係る期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	を
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

5 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	に改める。
	時間外勤務の制限	年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月（12月に満たないものに限る。）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第6号の2中「深夜」を「深夜（時間外）」に改める。

高校教育課
特別支援教育課

長野県教育委員会訓令第11号

県立高等学校

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）に定める職員の長野県立高等学校における兼務に関する規程を次のとおり定めます。

平成19年3月30日

長野県教育委員会

長野県立高等学校における兼務に関する規程

1 次の表の左欄に掲げる職を命ぜられた者は、当該職にある期間中、兼ねて同表の右欄の職を命ぜられたものとする。

	左 欄	右 欄
1	長野県飯山南高等学校事務長	長野県飯山高等学校事務長
2	長野県中野高等学校事務長	長野県中野立志館高等学校事務長
3	長野県木曾高等学校事務長	長野県木曾青峰高等学校事務長

2 次の表の左欄に掲げる高等学校に勤務を命ぜられた事務職員及び技術職員は、当該命ぜられている期間中、同表の右欄の高等学校に兼務を命ぜられたものとする。

	左 欄	右 欄
1	長野県飯山南高等学校	長野県飯山高等学校
2	長野県中野高等学校	長野県中野立志館高等学校
3	長野県中野実業高等学校	
4	長野県木曾高等学校	長野県木曾青峰高等学校
5	長野県木曾山林高等学校	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

高校教育課